

ノートパソコン貸与申請（兼物品借用）書

令和 年 月 日

米子高専 殿

ノートパソコンの貸与を希望いたします。
ノートパソコン借用の際には、裏面の借入事項を遵守いたします。

申請者（被貸与者）

入学年度	令和 年度
学籍番号(受験番号)	
氏名 (自筆)	
住所	〒 -
電話番号	
メールアドレス	

保護者等

保護者等氏名 (自署)	
住所	〒 -
電話番号	
メールアドレス	

※貸与できるノートパソコンの数には限りがあります。申込者が多数の場合、希望にそえない場合がありますのでご了承ください。個人情報の取り扱いには十分注意し、本申請に関わる目的以外では利用いたしません。

借入事項

1. 貸与期間は翌年2月末日までとし、遅滞なく米子高専教務係へ返却するものとする。
2. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について、すべての責任を負うものとする。
3. 被貸与者は、貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。
4. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
5. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。
6. 被貸与者は、貸与機材のソフトウェアをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸与もしくは自己使用してはならない。
7. 被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要なOSのセキュリティ対策をし、ウィルス対策ソフトウェアは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
8. 被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
9. 被貸与者は、貸与機材について本校管理者の指示がある時は、その指示に従わねばならない。また休学、退学、自己でノートパソコンを購入するなど貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
10. 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わねばならない。
11. 貸与機材を返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。（貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる。）
12. 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。